

破砕業の事業の範囲の変更許可の申請書類一覧(R 3. 3. 1 現在)

申請書	□様式第十
1 変更に係る破砕業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(当該施設が廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。)	☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 構造図 ☐ 設計計算書(処理能力計算書を含む) ☐ 付近の見取図 ☐ 添付様式 1 (1)[事業所全体平面図] ☐ 添付様式 1 (2)[事業所付近図] ☐ 添付様式 1 (3)[破砕業に係る作業フロー] ☐ 添付様式 2 (1)[事業所以外の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所平面図] ☐ 添付様式 2 (2)[事業所以外の解体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所付近図] ☐ 添付様式 4 [破砕前処理又は破砕の用に供する施設の概要] ☐ 添付様式 5 [保管施設の措置概要] ☐ 添付様式 6 [自動車破砕残さの保管施設の平面図・立面図] ☐ 添付様式 7 [排水処理施設の概要がわかる図面] ※下線の書類については、当該事項を記載した標準作業書を添付している場合は、記載を省略できます。
2 変更申請者が破砕業の用に供する施設の所有権を有すること(変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 建物の登記事項証明書 ☐ 添付様式 3 [土地・建物等使用承諾書] ☐ 賃貸借契約書等の写し
3 変更後の事業計画書 4 変更後の収支見積書	☐ 添付様式 8 (1)、8 (2)[事業計画書及び収支見積書(様式 1)] ☐ 添付様式 9 (1)、9 (2)、9 (3)、9 (4)[事業計画書及び収支見積書(様式 2)]
5 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し ☐ 登記されていないことの証明書 ☐ 医師の診断書
6 変更申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書	☐ 定款又は寄附行為の謄本 ☐ 法人の登記事項証明書(履歴が確認できるもの)
7 変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し ☐ 登記されていないことの証明書 ☐ 医師の診断書
8 変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第 62 条第 1 項第 2 号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)	☐ 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し ☐ 登記されていないことの証明書 ☐ 医師の診断書 ☐ 法人の登記事項証明書

9 変更申請者に令第5条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し ☐ 登記されていないことの証明書 ☐ 医師の診断書
10 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し ☐ 登記されていないことの証明書 ☐ 医師の診断書
11 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類 イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ロ 役員の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ 定款又は寄附行為の謄本 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 本籍(又は国籍)の記載のある住民票の写し ☐ 登記されていないことの証明書 ☐ 医師の診断書
12 変更申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面	☐ 添付様式10[誓約書]
13 変更に係る標準作業書を常備し、従事者に周知していること	☐ 標準作業書 ☐ 添付様式11[申立書]

(注1)「令第5条に規定する使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(注2)登記事項証明書等、証明書についてはコピーの提出が可能ですが、その場合は、原本(3か月以内のものに限る。)照合を行いますので、申請の際は必ず原本を持参してください。